

移住支援金対象法人の要件

(1) の (ア) の対象分野

(日本標準産業分類(中分類))

大分類	中分類
A 農業、林業	01農業、02林業
D 建設業	06総合工事業、07職別工事業(設備工事業を除く)、08設備工事業
E 製造業	09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業、11繊維工業、12木材・木製品製造業(家具を除く)、13家具・装備品製造業、14パルプ・紙・紙加工品製造業、15印刷・同関連業、16化学工業、17石油製品・石炭製品製造業、18プラスチック製品製造業(別掲を除く)、19ゴム製品製造業、20なめし革・同製品・毛皮製造業、21窯業・土石製品製造業、22鉄鋼業、23非鉄金属製造業、24金属製品製造業、25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業、27業務用機械器具製造業、28電子部品・デバイス・電子回路製造業、29電気機械器具製造業、30情報通信機械器具製造業、31輸送用機械器具製造業、32その他の製造業
G 情報通信業	39情報サービス業、40インターネット附随サービス業
H 運輸業、郵便業	42鉄道業、43道路旅客運送業、44道路貨物運送業、45水運業、46航空運輸業、47倉庫業、48運輸に附帯するサービス業、49郵便業(信書便事業を含む)
I 卸売業、小売業	51繊維・衣服等卸売業、52食料品卸売業、55その他の卸売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58食料品小売業、60その他の小売業
L 学術研究、専門・技術サービス業	73広告業、74技術サービス業(742土木建築サービス業に限る)
M 宿泊業、飲食サービス業	75宿泊業、76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業
P 医療、福祉	83医療業、84保健衛生、85社会保険・社会福祉・介護事業
R サービス業(他に分類されないもの)	91職業紹介・労働者派遣業、92その他の事業サービス業

(1) の (イ) の働きやすい職場環境づくりに関する認証・認定制度

認証・認定名称	概要
県 群馬県いきいきGカンパニー	育児・介護と仕事の両立や、職場での女性活躍推進、従業員の家庭教育推進など、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業所を群馬県が認証。
国 くるみん	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定める目標を達成し、かつ一定の基準を満たした場合、「子育てサポート企業」として、厚生労働省が認定。
国 えるぼし	平成28年4月1日に全面施行された女性活躍推進法により、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を厚生労働省が認定。
国 ユースエール	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を若者雇用促進法に基づき厚生労働省が認定。